三月定例議会

一般会計予算など三十五議案を可決

三月定例議会が十一日招集され会期十五日間にわたって審議が行われ、昭和五十七年度一般会計予算案など、三十五議案が上程。いずれも原案どおり可決し、二十五日全日程を終了しました。

一号 **新潟市、黒埼町の教育に関する事務の委託に関する規約の一部改正。**

新潟市の一部、新川向地区が白根市へ分市合併することで事務手続の準備作業中であり、このことから昭和五十七年度の新入学児童を、白根市立小学校へ区域外就学を依頼するため、規約の一部を改正するもの。

二号 **黒埼町農村公園設置事業特別会計条例の廃止。**

木場地区の高速道路と新幹線に挟まれた、農村公園用地取得が一応初期の目的を達成したので、特別会計を廃止するもの。

三号 **黒埼町ブルドーザー使用条例の廃止。**

ブルドーザーは処分済みで条例の必要が消滅したため廃止するもの。

四号 **黒埼町印鑑条例の一部改正。**

印鑑証明書発行時における代理を証する書面の廃止。

五号 **黒埼町職員定数条例の一部改正。**

県から派遣されている体育主事が、二月末日で退任されるため、教育委員会事務局職員の定数を三十六人に改めるもの。

六号 **黒埼町税条例の一部改正。**

地方税法の一部を改正する法律案が国会で審議中であるため、固定資産税の納期の変更をする必要が生じたので、条例の一部を次のように改正。

昭和五十七年度分の固定資産税に限り、第一期五月十六日から同三十一日までとする。

七号 **黒埼町手数料条例の一部改正。**

社会動向などを考慮し、諸手数料金が引き上げ。

印鑑証明手数料　百円が二百円になど。

八号 **黒埼町特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正。**

特別職の給与について、報酬審議会に諮問したところ、改定が適当との答申を尊重し次のように改正。

町長	五十六万八千円
助役	四十三万円
収入役	三十八万三千円

九号 **黒埼町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正。**

特別職の給与改定に伴ない、教育委員会教育長の給与を、これに準じ改定するもの。

三十六万七千円に。

十号 **黒埼町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正。**

議会議員の報酬も、審議会での答申を尊重し、次のように改定。

議長	十八万八千円
副議長	十五万五千円
常任委員長	十四万円
議員	十三万五千円

にそれぞれ引き上げ。

十一号 **黒埼町報酬額及び費用弁償ならびに、その支給方法及び地方自治法第二百七条による実費弁償に関する条例の一部改正。**

特別職の給与改定に伴ない法令に基づく各種委員会委員等の報酬を次のように引き上げるもの。

監査委員	二万七千円
同（議会選出）	二万三千円
教育委員長	二万八千円
教育委員	二万二千円
公民館長（年額）	十五万円
農業委員会長	三万八千円
同（代理）	三万円
農業委員	二万四千円

十二号 **黒埼町職員の給与に関する条例の一部改正。**

国家公務員に係る一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴ない、本条例附則の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、昭和五十六年度分（六月・十二月・三月）の適用となったので条例の一部を改正するもの。

十三号 **黒埼町職員の旅費に関する条例の一部改正。**

在勤地内の旅行についてその性質上交通機関等を利用する場合は、実費弁償をするのが適当と考えられるので、条例の一部改正をするもの。

十四号 **黒埼町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部改正**

消防団に小型ポンプ積載車

独自の田園都市建設を

町長施政方針

第二次石油危機以来、混迷する世界経済の中にあって、わが国経済は、政府当局の適切な対処により、安定した経済成長を維持しています。しかし、わが国の経済は世界経済の状況においては、依然として厳しい局面を迎えており、今後とも国・地方を通じ弾力的な財政金融対策が必要とされています。

昭和五十七年度の国家予算は、臨時行政調査会の答申を受けた行政改革を含んだ財政再建を最重要課題とし、各種補助金の整理、公債発行規模の圧縮など厳しい予算編成となっています。

このような国家予算ならびに地方財政計画の現状に伴ない、本町としては国家財政に過大な期待を寄せることが困難な現状を鑑み、投資的事業の厳選をはかりながら、国・県の施策の積極的導入などと連携を保ちつつ、本町独自の施策を行政の全般にわたり展開していく所存であります。

このような観点から、本町の新年度予算は、国・県と同様、抑制基調の予算編成としたものの、きめ細かく行政サービスの向上をはかるため、また、町民の行政に対する要望を勘案して、固有の財源による町単独事業を広範囲に推進することにしました。

八十年代は日本海時代の幕開けと言われています。本町にとりましても高速交通時代を迎え、上越新幹線の十一月開業、新潟流通センターの操業、県庁舎の移転などをひかえ、さらに新潟日報本社の移転そして操業の開始、トラックターミナルの建設、西バイパスの建設などで、大きな変化と飛躍的発展が期待される年代であります。

私はこれらの現状を踏まえて、五十六年度に発足した都市問題懇談会の提言などを分析・考察し、八十年代における本町独自の田園都市建設を推進する所存であります。

また、けん案の町制施行十周年を機に、より明るく、より豊かで文化的な住みよい町づくりの道しるべとして、町民憲章を制定。ふるさとの歌としての町民歌も年内完成をめどに作業を進めたいと存じます。

なお、国・地方とも厳しい財政状況のため、財政再建と新しい時代に適合した行政機構の整備が強く要請されている今日、従来にもまして行政の簡素化、効率化を進めるため、行政機構の見直しと、事務の合理化をはかり、公務能率の向上につとめる所存であります。

このような認識のもとに、町政執行の基本姿勢として、これまでと同様に基本的人権の尊重を基本的理念とし「誠実と融和」「対話の町政」で住民の意向を適格にはあくまでくし「福祉のゆきとどいた町」「健康で文化的な明るい町」「活力ある豊かな明るい町」づくりの実現に向ってこん身の努力をする所存であります。

以上、申し述べました所信を基調としまして、新年度予算編成にあたったもので、予算の通年性を進めるとともに、従来提唱しておりました(一)生活環境の整備充実、(二)農商工業の調和がとれた産業基盤の育成、(三)教育ならびに文化、スポーツ施設の整備充実、青少年の健全育成、(四)住民福祉の増進と健康づくりを、町政推進の重点施策として、財源の重点的かつ効率配分を行ったものです。